

水マス推進サポーター規約

この規約は、水マス推進サポーターに関する認定の要件、活動の条件、任期等について定めるものです。

1) 主旨

水マスタープランのさらなる推進のために、実行委員会主体の活動だけでなく、水マスのビジョンに合致した各種の流域貢献活動（水マス活動）を行っている団体・企業等を対象として、水マス関連情報を共有し、普及啓発にも自発的に参加してくださる協力者の輪を拡大していくため、水マス推進サポーター制度を導入します。

2) サポーターの要件

- ① 鶴見川流域内での活動・事業であること
- ② 水マスの5つのマネジメントの各施策のどれかに該当していること
- ③ 当該年度または前年度に実施した実績があること
- ④ 政治、宗教活動ではないこと

3) 認定・登録方法

ふれあって流域鶴見川実行委員が、水マスのビジョンに該当する各種の「流域貢献活動（流域CSR活動）」を行っている団体・企業を実行委員会に推薦し、審査会により上記の要件を審査した後、候補団体の同意をえて、当該団体を水マス推進サポーターとして認定し、水マス推進サポーターリストに記載します。

4) 任期

水マス推進サポーターの任期は、毎年度4月1日から翌年度3月末日までとします。

サポーターからの活動・事業停止等の申告が特にない場合は、翌年度もサポーターの認定を自動継続することとします。

ただし、上記2)の要件にそぐわない活動・事業を行った場合やサポーターからの活動・事業停止等の申告があった場合は、認定を取りやめることとします。

また、活動・事業に関して事務局から連絡がとれない状況が1年以上続く場合や、サポーターとしての活動が困難と判断される場合は、推薦された実行委員の同意のもと、認定をとりやめることとします。

5) 水マス推進サポーターの取り組み

サポーターは年度を単位として、以下の取り組みを行うこととします。

- ・認定された自主的な「流域貢献活動」の継続、発展
- ・新たな貢献活動の展開

- ・水マス推進サポーター間の交流の機会や実行委員による様々な活動への参加。
- ・上記活動結果の報告（任意：提出された報告書の内容は、次期認定継続の判定資料となります）
- ・水マス推進のための事務局事業（アンケート・広報等）への可能な範囲での協力

6) 水マス推進サポーターのメリット（事務局からの支援）

水マス推進サポーターは、事務局による以下のような支援が受けられます。

- ・ふれあって流域鶴見川のホームページやイベント等での「水マス推進サポーター」リスト及び取り組みの内容掲載をはじめとした情報発信を通じて、流域貢献団体・企業として応援されます。
- ・水マスタープラン関連情報、ならびに各種流域連携活動にかかわる情報の事務局からの提供
- ・必要に応じて、水マス啓発用パネル等の貸出（水マス啓発用のA1パネル等）
- ・必要に応じて、流域模型の貸出（水協議会で使用していない時、搬出入は自己負担）
- ・必要に応じて、配布用パンフレット（大人パンフ、子どもパンフ）の提供